

アフタースクールQ&A

I 申込・休止に関すること

問1 利用申込書・利用変更届の提出方法を教えてください。

答1 電子申請、アフタースクールに提出、教育委員会生涯学習振興課へ提出（郵送・窓口）のいずれかの方法でご提出いただけます。



電子申請はこちらからご利用いただけます。

子どもルーム(放課後児童健全育成事業)とは別の事業です。ご注意ください。

問2 夏休み期間など、年度途中で新たに利用を始めることはできますか？

答2 できます。利用開始希望月の前月10日(この日が土日祝日の場合は翌営業日)までに問1の方法で「アフタースクール利用申込書」をご提出ください。期限後の提出は次月扱いとなります。なお、夜間の部については定員の空き状況により利用できないことがあります。

問3 年度途中で利用を休止・再開、利用区分変更、退所することはできますか？

答3 できます。利用を休止・再開、利用区分変更、退所を希望する月の前月10日(この日が土日祝日の場合は翌営業日)までに問1の方法で「アフタースクール利用変更届」をご提出ください。期限後の提出は次月扱いとなります。

問4 利用申込書に記載した住所や電話番号などが変わったのですが、届出は必要ですか？

答4 連絡先・保護者・世帯状況など、利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに「利用変更届」を提出してください。なお、令和3年度より、住所の変更は随時住民登録情報を確認するため、届出不要となりました。

問5 継続プログラムはどのように申し込めば良いですか？

答5 継続プログラムの申込方法については、4月以降に運営事業者からご案内いたします。

II 利用料金に関すること

問6 利用料金の中に保険代は含まれていますか？

答6 含まれています。

問7 月に一度も利用しなかったり、1～2回程度の利用であったりしても、月額料金を支払うのですか？

答7 恐れ入りますが、日割料金の設定はありませんので、月額料金をお支払いいただきます。

また、前月10日(この日が土日祝日の場合は翌営業日)までに休所もしくは退所の届出がない場合は、一度もご利用がなくても月額料金をお支払いいただきます。

問8 利用料金はどのように支払えば良いのですか？

答8 口座振替による納付をお願いしております。口座振替未登録の方は「千葉市 Web 口座振替受付サービス」でのご登録もしくは、利用承認通知に同封する「口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。なお、口座振替を希望されない方は、利用開始後に毎月教育委員会から納付書を送付しますので、金融機関などに納付書をお持ちいただき、お支払いください。



「千葉市 WEB 口座振替受付サービス」はこちらからご利用いただけます。

登録には承認通知に記載の児童番号が必要です。

問9 おやつ代や継続プログラムの参加費等はどうに支払えば良いのですか？

答9 おやつ代や継続プログラムの参加費等については、利用料金とは別途、運営事業者が徴収します。支払方法については、2月下旬までに運営事業者から利用者向けの説明会を開催する予定ですので、その時にご案内します。

Ⅲ 活動内容に関すること

問10 活動の様子を見学することはできますか？

答10 利用日・利用時間内であれば見学していただくことができます。見学をご希望の場合には、事前に運営事業者にご連絡ください。※令和6年4月よりアフタースクールに移行する学校は、移行後に見学が可能となります。

問11 通常は利用していない曜日に急ぎょ利用することはできますか？

答11 できます。運営事業者にご連絡ください。

問12 途中参加・途中帰宅はできますか？

答12 自由な時間に参加・帰宅することが可能です。ただし、プログラムの内容によっては途中からの参加が難しい場合があります。この場合にはプログラム以外の活動をしていただくこととなります。

問13 アフタースクールを利用せず、継続プログラムのみ利用することはできますか？

答13 継続プログラムはあくまでもアフタースクールにおける活動の一つであるため、アフタースクールを利用せず継続プログラムのみ利用することはできません。

Ⅳ 登所・降所について

問14 登所、降所の管理はどのように行うのですか？

答14 各運営事業者が採用したシステムによって管理しています。また、児童が入室・退室をした際に、メールやアプリ等を用いて保護者に通知しています。

問15 「登所するはずが来ていない」というような場合は保護者に連絡してもらえますか？

答15 あらかじめ利用が予定されている児童が来ていない場合には、すみやかに保護者に連絡し当該児童の所在を確認することとしています。

問16 お迎えは必要ですか？

答16 昼間の部は原則として各自で下校していただきますが、必要な場合はお迎えも可能です。夜間の部に関しては、帰宅時の安全面に配慮し、保護者等のお迎えを必須としております。

Ⅴ その他

問17 新1年生はいつから利用できますか？

答17 4月1日からご利用いただけます。なお給食がない日に関しては、授業終了後であれば屋前からご利用いただけますが、原則として各自で昼食(弁当)を準備していただく必要があります。(一部の運営事業者は仕出弁当等の手配をしています。)

問18 おやつ(夜間の部をご利用の児童のみ)の時間は何時ですか？

答18 夜間の部を利用する児童のみに提供するため、原則として17時頃に提供させていただきます。

問19 防犯・安全対策はどのようになっていますか？

答19 運営事業者には、対応マニュアルを整備し、学校とも連携をとりながら安全確保を徹底していただいています。

問20 市立小学校以外に通学しているのですが、アフタースクールの利用はできますか？

答20 ご利用いただける場合がありますので、教育委員会生涯学習振興課にお問い合わせください。